



埼労発雇均0630第3号
平成29年6月30日

一般社団法人 大宮地区労働基準協会
会長 殿

埼玉労働局長



最低賃金及び賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について
(協力依頼)

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年3月28日の働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」において、「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る」とされるとともに、「賃上げに積極的な企業等を後押しするため、税制、予算措置など賃上げの環境整備に取り組む」とされたところです。

埼玉労働局では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援策として各種助成金の活用を進めております。

つきましては、別添リーフレット等を参考に、業務改善助成金、キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)及び人事評価改善等助成金について、傘下の企業、団体等への周知、広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、これら助成金の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

リーフレットの電子データをご希望の場合は、埼玉労働局ホームページよりダウンロードできます。

トップページ > 各種法令・制度・手続き > 各種助成金制度

>【お知らせ】～事業主皆様へ～ 働き方改革に関する助成金のご案内

【お問合せ先】埼玉労働局雇用環境・均等室 助成金担当：布川(ヌカ)

〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階

TEL 048-600-6210 FAX 048-600-6230



埼労発雇均 0630 第 4 号
平成 29 年 6 月 30 日

一般社団法人 大宮地区労働基準協会
会 長 殿

埼 玉 労 働 局 長



職場意識改善助成金の周知のお願い

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から労働行政の円滑な推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、埼玉労働局では、労働時間等の設定改善に取り組む中小企業事業主に対し、「職場意識改善助成金」の活用を促しております。当助成金は職場意識改善に係る計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業事業主に対し支給するものであり、別添掲載例のとおり複数のコースがあります。

つきましては、別添リーフレット等を参考に傘下の企業、団体等への周知、広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、当該助成金の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

リーフレットの電子データをご希望の場合は、埼玉労働局ホームページよりダウンロードできます。

トップページ > 各種法令・制度・手続き > 各種助成金制度

>【お知らせ】～事業主皆様へ～ 働き方改革に関する助成金のご案内

【お問合せ先】埼玉労働局雇用環境・均等室 助成金担当：布川（ヌカワ）

〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2 ライト・アクセス・タワー 16 階

TEL 048-600-6210 FAX 048-600-6230